

J:COMホルトホール大分利用料金（令和8年4月1日予約分から）

施設名					使用時間		利用料金（円）					適用	
							午前	午後	夜間	全日	延長		
区分					9：00～12：00	13：00～17：00	18：00～22：00	9：00～22：00	12：00～18：00 17：00～18：00				
市民ホール	大ホール（ホワイエ含む）	平日			入場料等を徴収しない場合	39,360	52,390	62,900	131,500	13,160	1 大ホール又は小ホールを、仕込み、リハーサル又は撤去のために使用する場合は、左記利用料金の額の半額とする。 2 祝日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。 3 入場料等とは、入場料、会費、会場整理費等の入場することに関し徴収される入場の対価その他これらに類するものをいい、その額に段階を設定している場合は、最高額をもって入場料等の額とする。 4 大ホール又は小ホールを午前若しくは午後の時間帯の後又は午後若しくは夜間の時間帯の前において使用時間を延長して使用する場合は、延長の欄の金額（仕込み、リハーサル又は撤去のために使用時間を延長して使用する場合にあっては、その半額）を加算する。ただし、午前及び午後又は午後及び夜間の時間帯に連続して使用する場合は、これらの間の時間帯に係る延長の欄の金額は、加算しない。 5 大ホール又は小ホールを午前の時間帯の前又は夜間の時間帯の後（全日の時間帯で使用する場合には当該時間帯の前後を含む。次項において同じ。）において使用時間を延長（30分以内の延長に限る。）して使用する場合は（仕込み、リハーサル又は撤去のために使用時間を延長して使用する場合には、延長したて使用する場合を除く。）に、延長の欄に掲げる額に相当する額を加算する。 6 大ホール又は小ホールを午前の時間帯の前又は夜間の時間帯の後（全日の時間帯で使用する場合には当該時間帯の前後を含む。次項において同じ。）において使用時間を延長（30分以内の延長に限る。）して使用する場合は（仕込み、リハーサル又は撤去のために使用時間を延長して使用する場合には、延長の欄に掲げる額に相当する額を加算する。）に、延長の欄に掲げる額に相当する額を加算する。 7 楽屋、ホワイエ（単独使用）又はスタジオを使用する場合において、使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。		
					入場料等 1円以上1,000円以下	56,180	74,920	89,850	187,820	18,730			
					入場料等 1,001円以上2,000円以下	78,720	104,920	125,790	263,000	26,200			
					入場料等 2,001円以上3,000円以下	89,850	119,850	143,770	300,460	29,990			
					入場料等 3,001円以上	101,130	134,920	161,750	338,050	33,660			
		土曜、日曜、祝日	入場料等を徴収しない場合	47,210	62,900	75,430	157,820	15,690					
			入場料等 1円以上1,000円以下	67,460	89,850	107,830	225,400	22,530					
			入場料等 1,001円以上2,000円以下	94,410	125,790	150,980	315,520	31,510					
			入場料等 2,001円以上3,000円以下	107,950	143,770	172,500	360,700	35,940					
			入場料等 3,001円以上	121,370	161,750	194,150	405,760	40,490					
		第1楽屋					1時間につき					750	
		第2楽屋、第3楽屋					1時間につき					370	
		第4楽屋、第5楽屋					1時間につき					250	
		ホワイエ（単独使用）					1時間につき					5,800	
		小ホール	平日			入場料等を徴収しない場合	8,240	10,950	13,140	27,560		2,700	
	入場料等 1円以上1,000円以下					11,710	15,710	18,800	39,270	3,860			
	入場料等 1,001円以上2,000円以下					16,360	22,010	26,270	54,980	5,400			
	入場料等 2,001円以上3,000円以下					18,800	25,110	30,130	62,840	6,300			
	入場料等 3,001円以上					21,110	28,330	33,860	70,690	7,080			
	土曜、日曜、祝日		入場料等を徴収しない場合	9,780	13,140	15,840	32,970	3,220					
			入場料等 1円以上1,000円以下	14,030	18,800	22,530	47,130	4,630					
			入場料等 1,001円以上2,000円以下	19,700	26,270	31,550	65,940	6,560					
			入場料等 2,001円以上3,000円以下	22,410	30,130	36,050	75,460	7,470					
			入場料等 3,001円以上	25,230	33,860	40,560	84,870	8,370					
	第6楽屋、第7楽屋					1時間につき					250		
	スタジオA					1時間につき					630		
	スタジオB					1時間につき					310		
	スタジオC					1時間につき					220		
	大分市総合社会福祉保健センター	障がい者福祉センター	ウオーキングプール	個人使用	障害者	無料					1 障害者とは、次に掲げる者をいう。 (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者 (2) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 (4) 前3号に掲げる者とその障害の程度が同程度であると市長が認める者 (5) その他市長が適当と認める者 2 高齢者とは、本市に住所を有する65歳以上の者をいう。 3 大人とは、高校生等以外の者（福祉交流ひろばを使用する場合にあっては、障害者、高齢者及び高校生等以外の者）をいう。 4 高校生等とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものとする。 5 第1項、第2項に定める者および前項に定める者のうち本市に住所を有する者には、その介護人、介助者、同伴する保護者等を含む。 6 使用時間に1時間未満の端数があるときは、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。 7 福祉交流ひろばをスポーツ、レクリエーションで全面又は2分の1面を使用する場合において、本市に住所を有しない高校生等及び大人が同時に使用する場合は利用料金は、使用する人数の半数以上が本市に住所を有しない高校生等である場合に限り、本市に住所を有しない高校生等が使用する場合は利用料金とする。		
一般利用者						大人	1回につき	160					
					高校生等	1回につき	80						
						回数券（11枚つづり）	大人		1,600				
一般利用者					高校生等		800						
				福祉交流ひろば	スポーツ、レクリエーションでの全面使用	障害者、高齢者および本市に住所を有する高校生等	無料						
						一般利用者	大人	1時間につき	1,740				
					一般利用者	本市に住所を有しない高校生等	1時間につき	870					
						スポーツ、レクリエーションでの2分の1面使用	障害者、高齢者および本市に住所を有する高校生等	無料					
一般利用者							大人	1時間につき	870				
一般利用者		本市に住所を有しない高校生等	1時間につき	430									
		スポーツ、レクリエーション以外での全面使用	1時間につき					1,740					
			健康プラザ	キッチンスタジオ	個人使用		大人	1時間につき	1,260				
							1回につき	360					
							2時間を超えた場合 30分までごとに	130					
トレーニングルーム				高校生等	1回につき	230							
		2時間を超えた場合 30分までごとに		80									
		回数券（11枚つづり）	大人	3,600									
高校生等		2,300											
ヘルスアップルーム		1時間につき					1,260						
		会議室	大会議室	1時間につき					4,060				
			302会議室、303会議室	1時間につき					1,220				
			201会議室、202会議室、402会議室（和室）、408会議室、409会議室	1時間につき					800				
			304会議室、401会議室（和室）、403会議室、404会議室、405会議室、410会議室	1時間につき					560				
301会議室、406会議室、407会議室			1時間につき					400					
大分市産業活性化プラザ		セミナールームL	1時間につき					1,230					
		セミナールームS	1時間につき					830					
		創業支援ルームA	1月につき					25,980					
		創業支援ルームB	1月につき					13,200					
	創業支援ルームC	1月につき					4,920						
駅南屋上公園	行商、出店、募金その他これらに類する行為			1平方メートル 1日につき	30								
				業としての写真又は映画の撮影	常時写真機1台 1月につき	1,520							
				臨時写真機1台 1日につき	150								
				興行	1平方メートル 1日につき	15							
				祝賀会、展示会、博覧会、集会及び各種行事その他これらに類するもの（その全部又は一部の場を利用）	1平方メートル 1日につき	7							
エントランスホール	50平方メートル未満	1時間につき					420						
	50平方メートル以上100平方メートル未満	1時間につき					840						
	100平方メートル以上200平方メートル未満	1時間につき					1,670						
	200平方メートル以上300平方メートル未満	1時間につき					2,500						
	300平方メートル以上	1時間につき					3,360						
駐車場						30分までごとに	100			最初の30分以内の駐車については、無料とする。			